

第3節

首都圏における国際化の状況

近年、社会経済のグローバル化に伴い、個人や企業の活動が国境を越えたものとなっており、平成15年の我が国の外国人登録者数は、全国で190万人を超え、全人口の約1.5%を占めている。中でも首都圏に居住する外国人は、全国の4割以上を占めている。首都圏において、我が国の国際競争力を維持・向上させていくため、今後も経済・社会・文化活動等の自由な展開の場を提供しながら、多様な個性の受け入れを進めていく必要があるが、その際に、海外からの居住者は、生活の質が十分に高く初めて、そこで活動することに魅力を感じると言われており、第5次首都圏基本計画においても、「外国人による活動の障害とならない、さらには外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、異文化への理解を深める教育等の充実により、コミュニケーションの円滑化を図る必要がある。」とされている。

平成13年度の首都圏整備に関する年次報告においては、東京の魅力や課題を浮かび上がらせるため、世界主要都市との比較及び首都圏に居住する外国人へのアンケートを行ったが、首都圏の鉄道交通基盤網の充実やその運行の正確性が評価される一方、近所付き合い、住宅の探しやすさといった、施設整備等のデータからは見えない点への不満も多くみられた。

以上を踏まえ、本節では、まず、最近の外国人の居住状況を把握し、次に、彼らの抱える不満等を概観する。さらに、異文化への理解、コミュニケーションの円滑化等を通して日本人が外国人と良き隣人として共生している事例を紹介する。

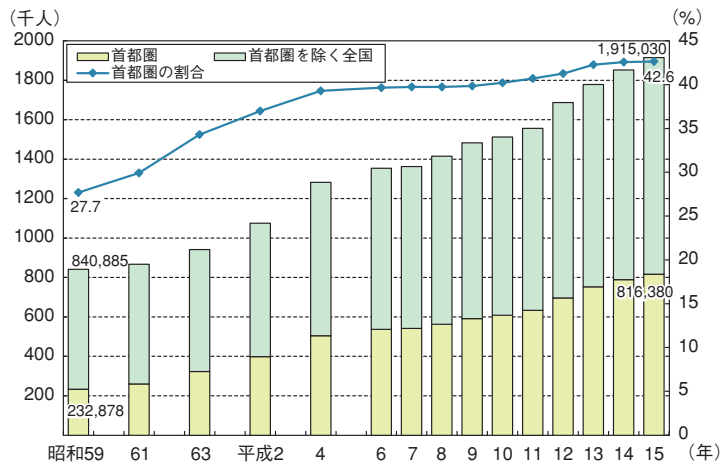
1. 首都圏における外国人の居住状況

(1) 全国及び首都圏における外国人の動向

(外国人登録者数の経年変化)

外国人登録者数の20年間の経年変化をみると、我が国に居住する外国人は、一貫して増加傾向にあることがわかる(図表1-3-1)。全国的にみると、平成15年には1,915,030人であり、昭和59年から約2.28倍に増加している。首都圏においては、平成15年で外国人登録者数は816,380人にのぼり、昭和59年に比べ約3.51倍になっており、全国を上回る速さで増加している。そのため、全国の外国人登録者数に占める首都圏のその割合は、昭和59年は約27.7%であったが、平成15年には約42.6%まで上昇しており、この間、日本の総

図表 1-3-1 全国及び首都圏の外国人登録者数の推移



注：平成6年まで隔年調査。
資料：在留外国人統計（法務省）により国土交通省国土計画局作成

人口に占める首都圏人口は約31%から約33%へと微増傾向であるのと比べても、外国人の首都圏居住の集中の進行は急速といえる。

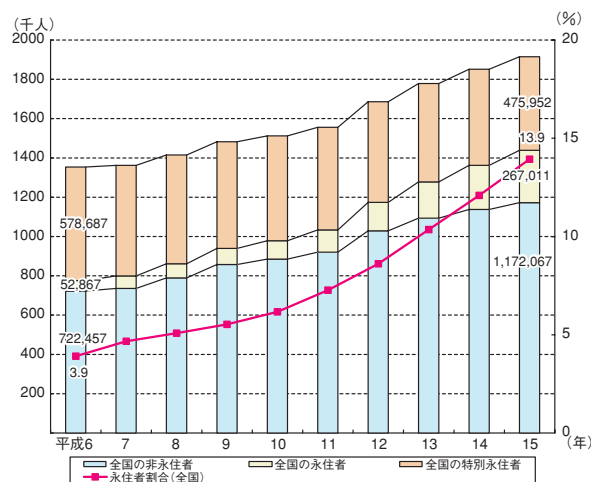
(永住者数の経年変化)

外国人が日本への上陸を許可されるための要件の一つとして、その行おうとする活動が「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)に定める在留資格¹⁾のいずれかに該当している必要がある。在留資格は、在留期限の有無により「永住者」と「非永住者」の二つに大きく分類することができる。

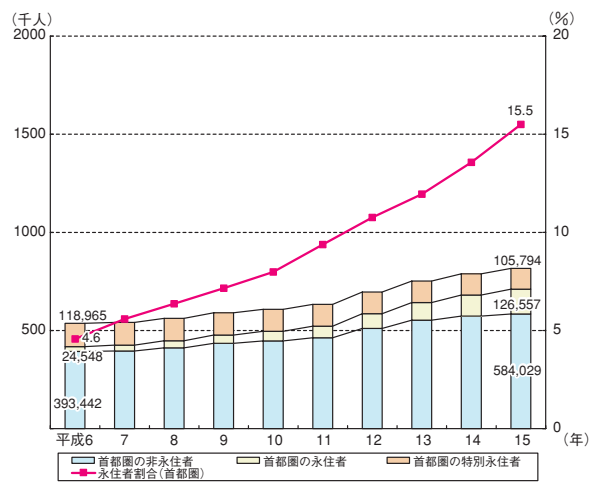
また、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)に規定されている「特別永住者」²⁾は、在留資格を有することなく本邦に永住することができる。

全国及び首都圏における「永住者」、「非永住者」及び「特別永住者」の10年間の経年変化をみると、「非永住者」の数が大幅に伸びており(図表1-3-2、1-3-3)、その内訳を見てみると(図表1-3-4)「定住者」、「留学」、「人文知識・国際業務」、「研修」等の資格での割合が高まっている。一方、「永住者」の数も、全国及び首都圏ともに10年間で約5倍になっており、増加が著しい。様々な目的を持って我が国に居住し、さらに、定着して永住許可を取得する外国人が、近年着実に増加していることがわかる。

図表 1-3-2 外国人登録における永住者と非永住者の経年変化(全国)



図表 1-3-3 外国人登録における永住者と非永住者の経年変化(首都圏)



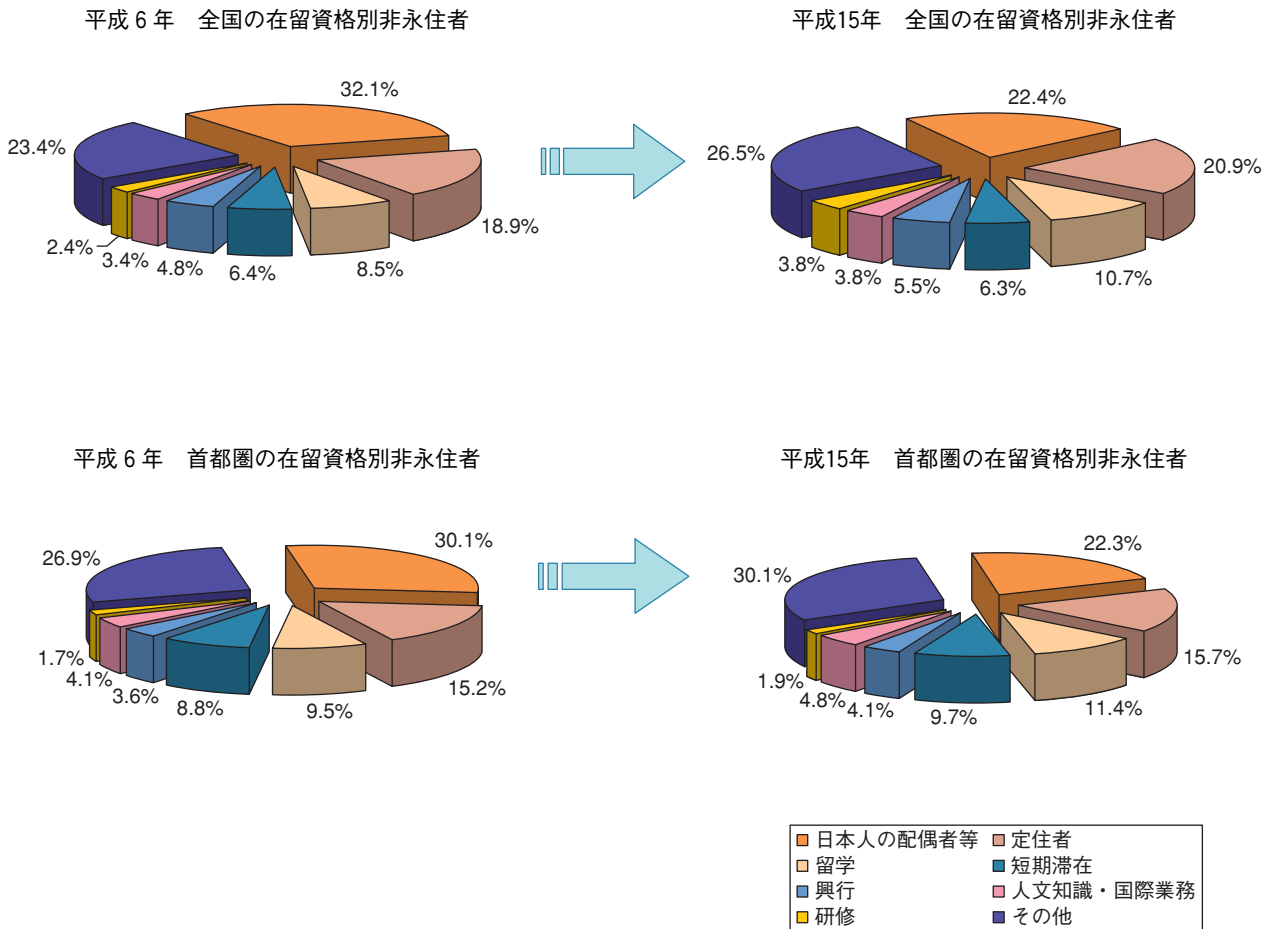
資料：図表1-3-2及び1-3-3、在留外国人統計（法務省）により国土交通省国土計画局作成

1) 在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができる、あるいは、外国人が一定の身分または地位に基づいて、日本に在留して活動することができる入管法上の法的資格で、以下の27種類ある。

- 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在、特定活動、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

2) 「特別永住者」とは、日本国との平和条約の発効により、日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き本邦に在留している者及びその子孫、すなわち、在日韓国・朝鮮人及び在日台湾人ならびにその子孫をいう。

図表 1-3-4 非永住者の在留資格別割合の推移



注：グラフの総和が100%とならないものは、数値の四捨五入の関係による。
 資料：在留外国人統計（法務省）により国土交通省国土計画局作成

全国及び首都圏における外国人の居住者数の変化については、社会経済のグローバル化に加え、平成元年の入管法の改正による日系人等就労を含め活動制限のない在留資格「永住者」の創設、平成5年の「研修」により一定水準の技術等を取得した外国人がより実践的な技術を習得できるようにする技能実習制度の創設、平成9年にその滞在期間の延長といった政策も大きく影響していると推測される。

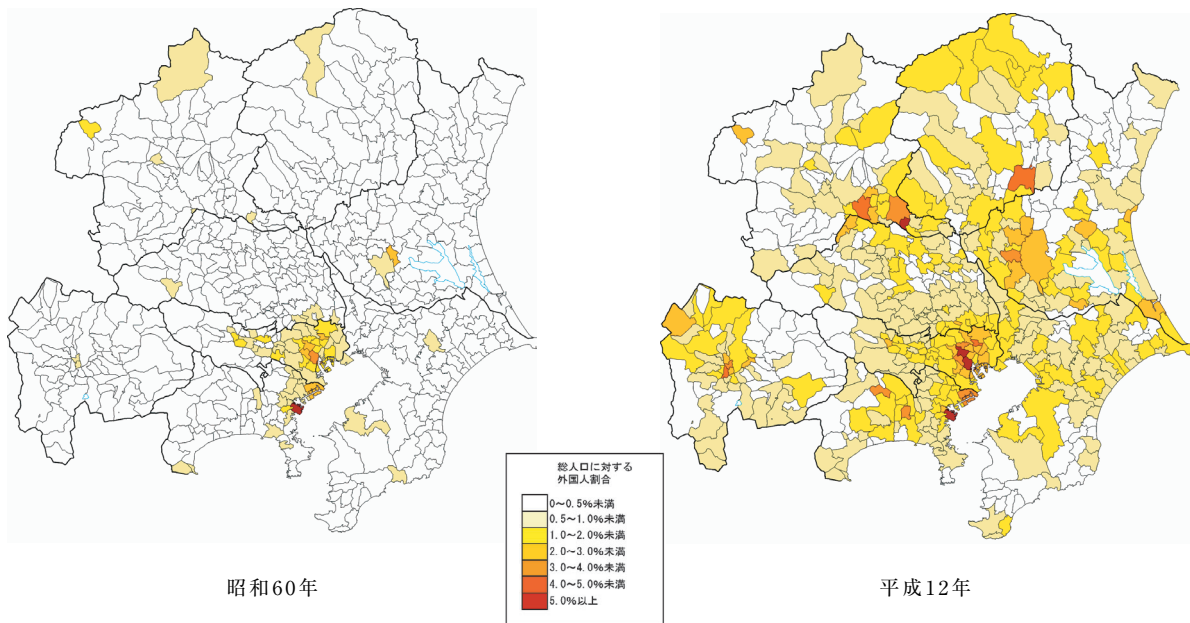
次に、首都圏における外国人居住の状況を、市区町村別に詳細に見てみることにする。

(2) 首都圏の市区町村毎の外国人居住の動向

(首都圏における外国人居住者の変遷)

入管法が改正される前（昭和60年）と最新（平成12年）の国勢調査における、首都圏の市区町村毎の総人口に対する外国人居住者の割合変化（図表 1-3-5）を見てみると、昭和60年時点では、5.0%以上の地域は横浜市中区（5.0%）のみで、全国平均0.6%に対し0.5%以上の市区町村のほとんどは都心部とその周辺部に見受けられた。しかし、平成12年には、5.0%以上の地域は、横浜市中区（8.9%）、東京都港区（5.5%）及び新宿区（5.7%）、群馬県大泉町（11.9%）の4区町になり、全国平均1.0%を超える市区町村が、都心部とその周辺に限らず、首都圏全域に広がっている。

図表 1-3-5 首都圏における市区町村毎の総人口に対する外国人居住者の割合変化



資料：国勢調査（総務省）により国土交通省国土計画局作成

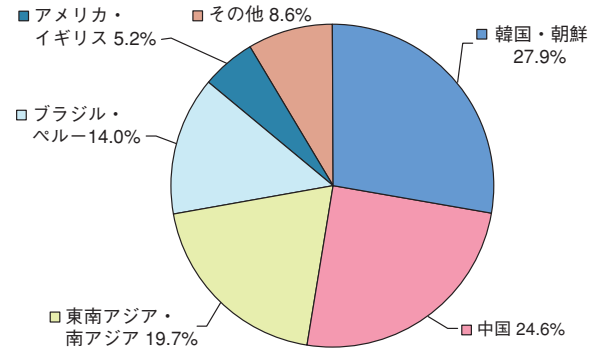
また、昭和60年に0.5%以上であった市区町村のほとんどが、平成12年には割合を増加させており、そのような市区町村等を中心に割合の増加した市区町村が拡大しているように見える。拡大の中心となっている市区町村は、東京都港区、新宿区、横浜市中区といった都心部や、群馬県大泉町、栃木県真岡市、茨城県つくば市など北関東地区に多い。

次に、首都圏の居住外国人の出身国籍・地域について見てみることにする。

(出身国籍・地域別による特徴)

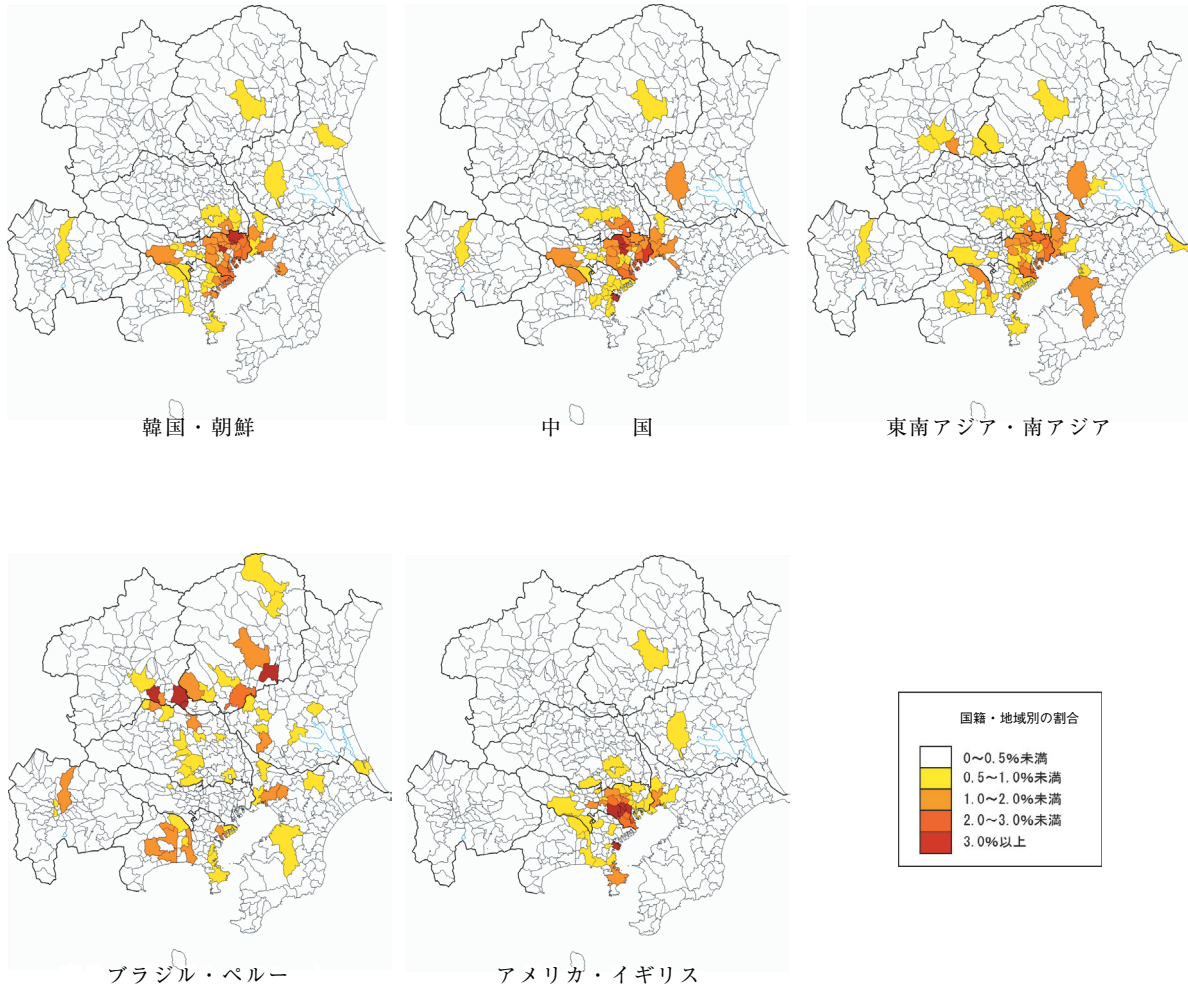
平成12年国勢調査より、首都圏に居住する外国人を国籍・地域別に見てみると(図表1-3-6)、韓国・朝鮮(27.9%)、中国(24.6%)の東アジアの2地域で約半数を占め、それにフィリピン、タイ等の東南アジア・南アジア地域(19.7%)、ブラジル・ペルー(14.0%)、アメリカ・イギリス(5.2%)が続く。各出身国籍・地域別に、首都圏における外国人居住者総数に対する市区町村毎の外国人居住者数の状況は図表1-3-7の通りである。

図表 1-3-6 首都圏の外国人国籍・地域別構成



資料：平成12年国勢調査(総務省)により国土交通省国土計画局作成

図表 1-3-7 国籍・地域別の首都圏外国人居住状況



資料：平成12年国勢調査(総務省)により国土交通省国土計画局作成

ブラジル・ペルー人は、その上位5地域が群馬県、栃木県の市町であるように、北関東地域に多く居住しており、それ以外の国籍・地域の外国人が、都心部に多く居住しているのと比べ大きく異なる。また、アメリカ・イギリス人は、東京都港区(10.2%)など上位5地域で割合

が30%以上となっており、特定地域に居住する特徴が見られる。逆に東南アジア・南アジア人は、上位5地域の合計が9.9%であり、特定地域への集中は少なく、全域に広く分布している。韓国・朝鮮人と中国人は、集中の度合や分布地域は似ており、アメリカ・イギリス人程ではないが、都心部に多く居住している(図表1-3-7、1-3-8)。

図表 1-3-8 各国籍・地域の割合上位5地域

| | 韓国・朝鮮 | 中国 | 東南アジア・南アジア | ブラジル・ペルー | アメリカ・イギリス |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 東京都足立区 5.2% | 東京都新宿区 3.9% | 東京都足立区 2.3% | 群馬県大泉町 5.9% | 東京都港区 10.2% |
| 2 | 東京都新宿区 4.7% | 横浜市中区 3.5% | 東京都大田区 2.2% | 群馬県伊勢崎市 5.0% | 東京都渋谷区 7.0% |
| 3 | 東京都荒川区 4.0% | 東京都豊島区 3.3% | 東京都新宿区 1.9% | 群馬県太田市 3.5% | 東京都世田谷区 5.9% |
| 4 | 川崎市川崎区 2.7% | 東京都板橋区 3.1% | 東京都江戸川区 1.8% | 栃木県真岡市 3.1% | 横浜市中区 5.5% |
| 5 | 東京都江戸川区 2.6% | 東京都江戸川区 3.1% | 埼玉県川口市 1.7% | 栃木県小山市 2.0% | 東京都目黒区 3.3% |
| 上位5地域の合計 | 19.3% | 16.9% | 9.9% | 19.5% | 31.9% |

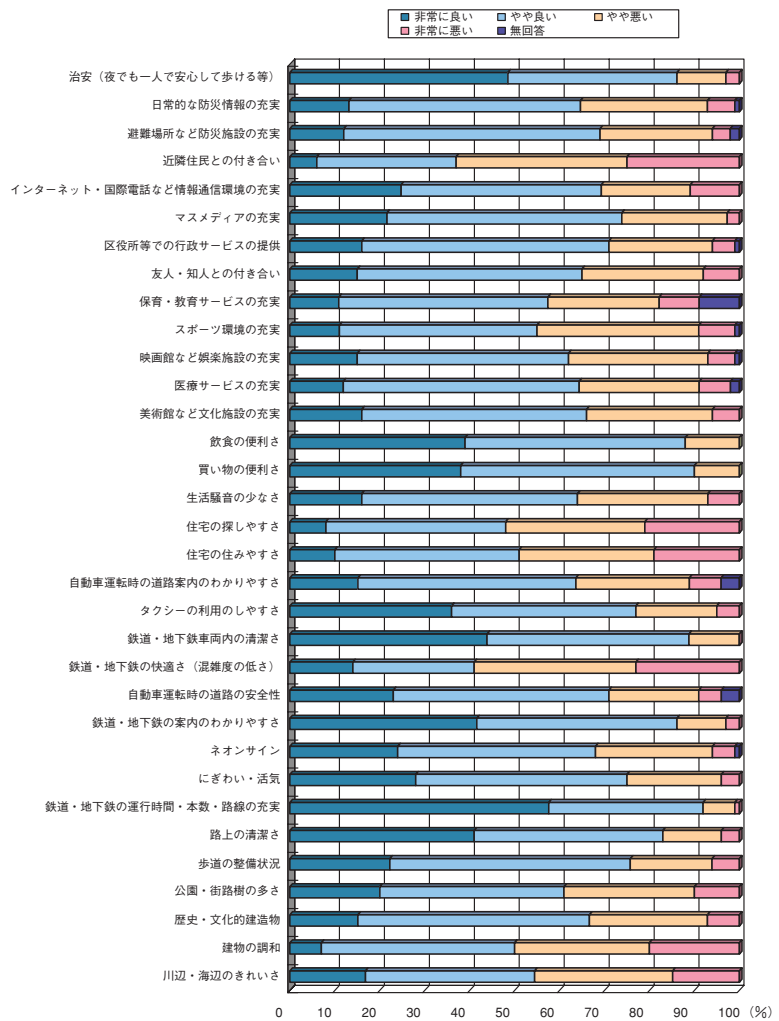
注：上位5地域の合計が合わないのは、数値の四捨五入の関係による。
資料：平成12年国勢調査（総務省）により国土交通省国土計画局作成

2. 外国人居住を取り巻く環境

実際に日本に居住する外国人は首都圏の環境をどのように捉えているのだろうか。

平成13年度の首都圏整備に関する年次報告において紹介した、世界主要都市（ニューヨーク、ロンドン、パリ、ソウル、香港、シンガポール）に居住経験があり現在首都圏に居住している外国人を対象に行ったアンケート結果(国土交通省国土計画局実施)を、図表1-3-9に示す³⁾。首都圏は他国の主要都市に比べ、鉄道利便性の充実、飲食・買い物物の利便性、治安に関する満足度はきわめて高い。一方、評価の低いものを見てみると、近隣住民との付き合い、住宅の探しやすさ、住宅の住みやすさについて、半数以上が非常に悪いもしくはやや悪いと回答しており、相対的に不満が多い。医療や教育についても3人に1人が不満を持っている。

図表 1-3-9 外国人からみた首都圏の魅力アンケート結果



注：複数回答。
資料：平成13年首都圏整備に関する年次報告（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

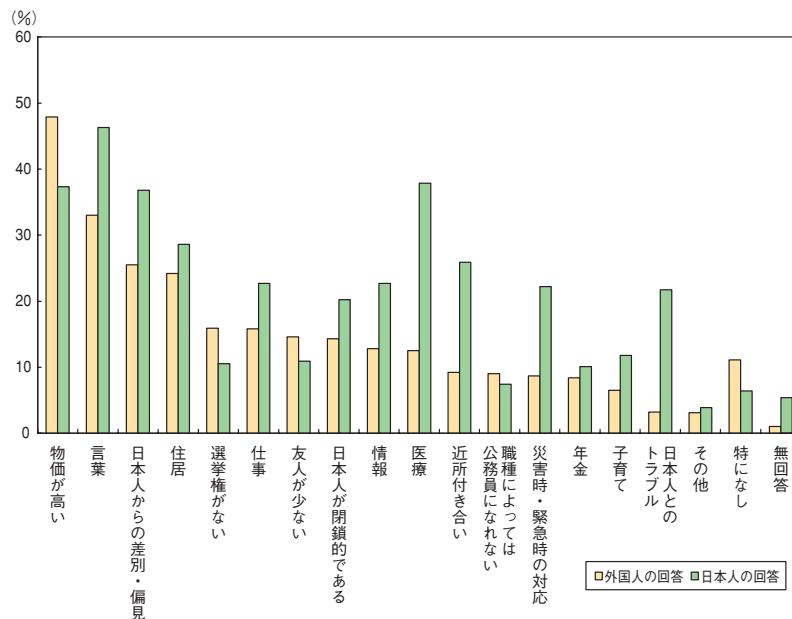
3) 過去にニューヨーク、ロンドン、パリ、ソウル、香港、シンガポールのいずれか（その周辺を含む）に居住したことがあり東京近郊に6ヶ月以上居住している外国人を対象とし、平成14年3月1日～15日、国土交通省国土計画局実施。有効回答数514。

また、平成16年11月から国土交通政策研究所が行った、都内で働く外国人へのインタビュー（以下、「国土交通政策研究所インタビュー」⁴⁾という。）においても、交通機関の正確性や治安等については満足度が高い反面、日本人と交流する場の増加や一元化された情報センターの設置を求める声、物価の高さ、言葉の問題への不満が多く挙げられた。さらに、タクシー乗車時や賃貸住居の契約時、就労環境、外国人犯罪に関する報道等に対し、日本人からの差別・偏見をかけられることへの批判も寄せられている。

以上より、日本に居住する外国人は、近所付き合いや各種の情報を求めているが、十分ではないと感じている傾向がみられる。また、言葉、文化、習慣の相違や偏見に悩まされている人も多い。

一方、受け入れる側の日本人が考えている、外国人が日本に居住することに伴う苦勞・不満のイメージとはどのようなものであろうか。平成15年度に新宿文化・国際交流財団が区内に在住する20歳以上の日本人、外国人に対して行ったアンケート⁵⁾によると、「物価が高い」、「言葉」、「日本人からの差別・偏見」、「住居」などは困難なものとして共通した認識となっているものの、「医療」を除き、「近所付き合い」、「災害時・緊急時の対応」、「日本人とのトラブル」等、コミュニケーションに起因する問題に関する項目については、日本人の方により強く意識されている。これは、日本人側さらには地域社会の側が、外国人居住者とのコミュニケーションの必要性を強く感じている結果であると見ることもできる（図表 1-3-10）。

図表 1-3-10 外国人が抱える悩みと日本人がイメージする外国人の悩みの比較



注：複数回答。

資料：新宿区における外国籍住民との共生に関する調査（財団法人新宿文化・国際交流財団）により国土交通省国土計画局作成

4) 東京都の中心部で働く外国人を対象とし、平成16年10月～平成17年3月、国土交通省国土交通政策研究所実施。インタビュー人数34人。

5) 新宿区に居住する20歳以上の外国人および日本人を対象とし、平成15年9月4日～18日、財団法人新宿文化・国際交流財団実施。有効回答数、外国人1,049、日本人915。外国人には「あなたやあなたの家族が日本の生活で困っていることや不満なことは何ですか。」、日本人には「あなたは、あなたのまわりにいる外国人が生活で困っていること、不満なことは何だと思えますか。」という質問をし、複数回答で「困っている。」と思うかどうかのみを答えてもらうもの。厳密には選択肢の内容や回答する条件が異なっているものもあり、各選択肢が一对一で対応していると限らない。ここでは、外国人の書き方に統一。

3. 外国人と日本人の共生にむけた取組事例紹介

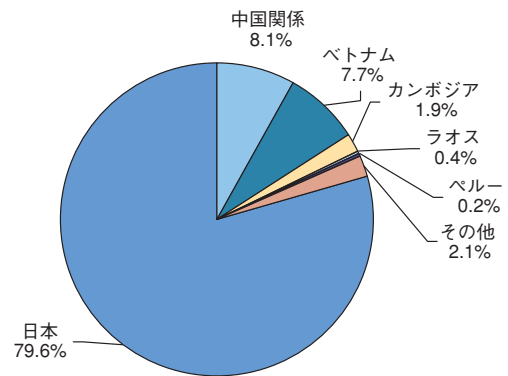
日本に居住するひいては永住する外国人が増えているが、2. で見られたように、生活環境に関する様々な困難・不満が存在し、言葉の問題や生活習慣の違いから、個人的にあるいは地域社会とのトラブルが発生することさえある。今後、首都圏が真の国際都市となるには、居住・定住する外国人にとってより住みやすい環境を作り出し、日本人と外国人が共生できる社会を実現していかなばならない。

ここでは、日本人と外国人との共生に向けた事例を紹介する。まず、日常生活における共生取組事例として、自治会活動での事例から見てみることにする。

（自治会での外国人の活躍）

横浜市泉区上飯田地区の県営住宅いちょう団地では、自治会が中心になった外国人との共生を図る取組が、20年間にわたり行われている。いちょう団地は、現在、約2,300世帯のうち2割強が20ヶ国にわたる外国出身者世帯（図表1-3-11）で、市内でも最大の外国人集住地域である。これは、中国帰国者やインドシナ難民の入居を優先する神奈川県の実策を受け、1980年代後半から中国帰国者を受け入れてきたことと、隣接する大和市にインドシナ難民定住センター（昭和55年設立。平成10年閉鎖。）があったことが大きな要因である。現在でも、外国人家族の呼び寄せにより、外国人居住者は増え続けている。平成15年に、いちょう団地で50戸程度の空き家の入居募集をした際の申込者は、外国籍が2/3、日本国籍が1/3で、日本国籍の人には帰化した人も含まれていた。

図表 1-3-11 いちょう団地住民の国籍比率



資料：いちょう団地自治会

外国人居住者の増加をうけ、自治会は、平成3年から「国際交流会」を立ち上げ、お互いの国の食や文化の交流、意見交換を行い、日本人と外国人とがお互いの理解を深めてきた。平成16年からは「多文化共生祭り」という名称に改め、踊りや音楽、食などを通じて異文化への理解を深める祭りとして、自治会と区との共催となった。その他にも自治会では、日本人と外国人とのトラブルの早期解決を促す相談会も開催している。

自治会では、外国人は単に参加するのみならず、地域の日本人の減少、高齢化もあり自然な流れとして、役員等としても活躍している。役員等は輪番のため、年により異なるが、多い年には、その半数近くが外国人という自治会もあった。

団地ではそのような外国人役員の発案・尽力により、5ヶ国語放送の防災訓練が行われるようになり、好評を博している。また自治会は地域活動として、団地の中にあるいちょう小学校と交流するイベントも積極的に行っている。小学校と連携したイベントは、子供とその親が地域にふれるよい機会となっており、日本人と外国人が家族全体でより良好な関係を築いている。この背景にも、小学校のPTA会長に外国人が就任するといった、外国人の責任ある立場での活躍がある。

外国人と日本人の共生に向けた課題として、教育の場でも、外国人児童等の日本語理解不足

による学習の遅れといった問題がある。

次に、学校による共生に向けた取組として新宿区立大久保小学校の事例を紹介する。

(小学校での取組)

新宿区においては、1980年代から多くの外国人が居住するようになり、その数は増加の一途をたどっている。平成12年国勢調査によると外国人居住者は16,474人で総人口に占める割合は約5.7%と首都圏の中でも高い地域である。大久保小学校は、新宿区でも特に外国人が集住している大久保地区にあり、現在、全校児童のうち6割が両親あるいは父親か母親のどちらかが外国人という特徴がある。

ほとんどの外国人児童は、来日当初は日本語が理解できない。そこで、新宿区教育委員会では、そうした児童の学習言語としての日本語能力を向上させるために「日本語適応指導」を行っている。これは、来日したばかりの外国人児童を対象に、教育委員会より派遣された母語の分かる講師が1日2時間ずつ週3回程度のペースで約2ヶ月間日本語の授業を行うものである。外国人児童数が特に多い大久保小学校では、「日本語適応指導」を受けた児童を対象に1990年から、約2年間国語の授業とは別に日本語の授業を行う「日本語学級」も実施している。「日本語学級」を設けている小学校は新宿区では、大久保小学校だけである。

その他にも学校独自の取組として、外国人児童とその父母が共に学習する「国際理解教室」や、母語ができる外国人が児童に対して母語の教育を行う「母語維持教室」を実施したり、「学校便り」を4カ国語で作成したりしている。また、学校は、PTA、地域、行政と協力体制をとり、外国人児童の生活面での支援も行っている。

大久保小学校では、このような取組により、外国人児童の学習面及び精神面での不安が軽減されているとともに、すべての児童がお互いを一層理解し合い、よりよい人間関係が築けるようになっている。今後、3年生以上の全ての児童を対象に、3・4年生と5・6年生でそれぞれ4カ国語のなかから1カ国語を選択して外国語（外国語の種類は児童から希望を聞いている。）を学ぶ授業の実施を検討している。

新宿区内の外国人に対する日本語の指導については、国際交流協会などの団体の支援活動が行われている。これらの団体は、外国人に対して、日本語の指導以外に悩みの相談等を行っている。

母語維持教室の様子



資料：新宿区立大久保小学校

（その他の親子での交流の取組～ヴェルジの会の事例～）

群馬県太田市にあるNPOヴェルジの会は、毎週土曜日に日系ブラジル人親子との農作業を通じた交流を模索している。NPOヴェルジの会は、太田市に在住する日系ブラジル人の親子に「太田市で楽しく暮らすため」の手助けを行うために設立された。農作業を通じた交流は、言葉が未習熟でも参加可能で、年間を通じて様々な作業を行えるという考えで始まった。当初、何組かの親子が参加し活動は軌道に乗りかけていたが、社会情勢・雇用情勢により土曜日に親が出勤しなければならない状況になり、活動の継続が困難になった。土曜日に親が仕事を休む、日曜日に開催する、あるいは子供だけ参加するといった手段も考えられたが、基本的に派遣会社の契約社員が多いブラジル人にとって仕事を休むことは解雇につながることで、日曜日はキリスト教の安息日にあたること、ブラジル人の親は子供だけでこのような活動に参加させたくない傾向があることといった理由により参加者が集まりにくくなっている。

このような支援は、各地で始まりつつあるが、外国人へ提供するだけにとどまることが多い。支援を受けた外国人には、逆に日本人へ自国の文化等を教えるといったボランティア活動による社会貢献を望んでいる人も多く、そのような社会貢献により日本人と外国人の関係がより密になっていくものと考えられる。

次に、外国人による社会貢献を支援する事例として武蔵野市国際交流協会の事例を紹介する。

（外国人が参画する交流事例）

武蔵野市国際交流協会では、外国人の地域参画の場として、「外国語会話交流教室」「外国人企画事業」等を用意して、日本人に自国の文化等を教える場所や機会を提供し、外国人による社会貢献を支援している。「外国語会話交流教室」では初心者向けの簡単な会話や文化を紹介し、「外国人企画事業」では、外国の家庭料理やダンス、スポーツ等を紹介している。参加者の中には、教室内での交流にとどまらず、活動を通じて知り合った人と地域で継続的に交流する人々も増えてきている。

外国語会話交流教室の様子



資料：武蔵野市国際交流協会

(その他の国際交流の事例～OCNetの事例～)

OCNetは大田区で平成4年に設立され、その活動内容は、「多言語生活支援」、「日本語教室」などが主である。中でも多言語生活支援活動の対応言語は11と多く、その相談実績は外国人支援を行っている団体の中でもトップクラスであり、その内容はより親身なものとなっている。

しかし、そのような支援活動の多くが、外国人への提供だけにとどまる傾向があり、地域に架け橋を作ることに成功していない。現実には、「13年間の活動は、内容的には誇れるものとなってはいるが、事務所周辺の地域住民の理解が十分に得られているとはいえない状況。」ということである。そうした状況からOCNetでは、日常生活からの交流・コミュニケーションが必要と感じ、地域とつながりのある支援活動への展開を考えている。また、今までは日本に外国人を適応させることが支援の中心であったが、適応に相互性が必要との認識から、これからは日本人も変わっていかねばならないと考えている。

武蔵野市国際交流協会は、設立当初は日本人への英会話教室からスタートし、現在では外国人への日本語学習支援、留学生と日本人家族との1年間の交流プログラム、地域との国際交流イベントなどの多様な国際交流活動を行っている。同協会は、活動を行っていく条件としては、行政からの支援に加え、地域市民の理解や協力を得ることが特に重要であると考えている。

外国人地域参画プログラムは日本人が外国の文化等を学ぶことから市民の興味・関心の喚起に大きく貢献し、それによって協会が行っている国際交流活動を促進・発展させている。

最後に、そのような日常生活をより安定的に、安心して送るために、万が一の時への備え、緊急活動等について取り組んでいる事例を紹介する。

(防災について)

災害時には、外国人にとって常時はなんとかなることが、わからないことばかりになってしまう。そのため、常時から外国人が防災知識を習得することや、災害時に支援にまわるサポーターの連携体制を整備しておくことが重要である。特に有効なのは、地域で行われる防災訓練である。地域の日本人とのコミュニケーションをとりながら互いに助け合う訓練を行うことは、交流の機会にもなりえる。大使館や外資系企業が多く、外国人住民が多い東京都港区の東京消防庁麻布消防署では、消防署に外国人学校の子供や母親が訪問した時の消火訓練、在日大使館や在日外国人向け放送局への広報に加え、防災訓練への外国人の参加を促す英語のチラシの配布、外国関連施設でのイベント開催時におけるPRコーナーの設置及び出張防災訓練などを行っている。このような地域での防災訓練は、家族で参加が可能であるほか、日本人とのコミュニケーションを図ることもでき、防災知識の習得のみの場以上に、非常時への備えとしての効果が高い。

(災害時の活動～中越地震の事例～)

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震では、長岡市に住む2,000人を超える外国人も被災した。その中には日本語が理解できず、余震の危険性や避難所の場所を知らない人のみならず、精神面のケアが必要な人もいたと言われている。例えばブラジル人は200人が避難所で、100人が車の中で過ごしていた。このような状況の下、長岡市国際交流センターは、市役所、首都圏内の国際交流団体、NPO等と連携し、被災した外国人への支援活動を行った。支援活動の内容としては、被災外国籍市民の避難所での確認調査、市災害対策本部からの情報の翻訳・提供、多言語によるFMラジオ放送といったものである。また長岡市は、横浜市国際交流協会に協会が作成した「災害時に役立つ外国語の表示シート集」の提供を依頼した。この表示シートは、避難所等で必要になる情報を英語、中国語、韓国語など10種類の外国語に翻訳し表示している。阪神・淡路大震災の時、外国人に対する情報提供が十分に行われなかったことを教訓に作成されたもので、今回、実際に多くの避難所で使用された。

4. 首都圏の国際化に向けて

首都圏に居住する外国人の数は近年大幅に増加し、全人口に占める割合も着実に増えてきている。首都圏が多様な人材に対して活躍の場を提供することは、首都圏が世界の中核として我が国の活力創出に貢献することにもつながる。そのためには、日本人と外国人居住者双方が安心して、快適に住める環境を整備していくことが不可欠と考えられる。

日本人と外国人の共生に向けて取り組むべき課題は生活、教育、社会保障等多岐にわたり、様々な取組が進められているが、そのような社会制度だけでは共生は成り立たず、普段の生活において近隣住民の理解と協力が不可欠である。先に述べた大久保小学校は、小さい頃からの国際交流・国際理解を通じて、そのような偏見をなくし、お互いにとってメリットのある環境作りに成功した好例といえよう。国土交通政策研究所インタビューでも、草の根的な交流を通じて国際交流を深化させていくことが重要だという意見が何人からも聞かれている。今後の首都圏整備においては、外国人居住者が能力を十分に発揮できる環境整備と、そのための地域コミュニティ育成への配慮が重要だと考えられる。